

令和5年度第3回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和5年度第3回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者はありません。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は14名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■■■■委員、■■■■両委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-6の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。
	■■■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-6について報告します。場所は■■■■から■■■■の方向に約■■■■mの場所にあります。6月21日に■■■■委員と譲り受け予定の■■■■さんと調査しました。現在の状況は■■■■さんから■■■■さんが借りて稲作をされております。申請者である■■■■さんはご主人が他界され農業後継者もいないので誰かに譲り渡したいと考えられておられ、■■■■さんは以前から規模拡大を考えておられ所有地から近いということで譲り受けたいということです。所有権移転されても何ら問題ないものと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議 長	ありがとうございました。続きまして3-7の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。
	■■■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-7について報告します。場所は■■■■支所より■■■■ハ■■■■km位のところにあります。6月22日に■■■■農業委員と譲渡人の■■■■さん同行のもと現地調査しました。申請者である譲渡人は農業後継者育成のため農用地及び農業生産施設を売却により譲り渡し、自身は別に所有の農用地に農業生産施設を新設して営農されるということです。また譲り受け人は譲渡人から10年を超えるトマト育成の指導を受け出荷されています。譲り受け人はこの時期に譲渡人に生産を拡大する相談をしており、譲渡人からも快く承諾を受け期待されています。この件は若い生産者の拡大をはかり地域発展に有効でありますから所有権移転されても何ら問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第2号	議 長	続きまして議案第2号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	補助金返還の確認とあるが、どういう理由で返還になったんでしょうか。認められるものと認められないものがあると思うんですが、そこらへんを教えてください。
	■	基本的に返還免除される場合は集落協定の場合は病気や高齢、死亡された場合や道路や保育所などの公共の用地買収の時は免責です。太陽光ですとか、今回の場合ですと宅地を建てられるんですが、そういった本人さんの事情でやめられる場合は返還の対象となります。
	■番	一括返還にはならないんでしょうか。
	■	4期までは全部の農地に対して返還しなさいということだったんですが、5期からはこの農地に対して5年5期の1年目の令和2年までさかのぼって遡及返還ということになっています。ここで言うと379㎡かける単価があると思うんですけど、その3年分を返しなさいということになっております。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第3号	議 長	続きまして議案第3号「農用地利用集積計画(第80号)について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	この農地利集積計画というのは農地を集約するというので、今光信地区の集約が終わっているのか終わっていないのか教えてください。
	■番	終わっています。ここだけ残っている状況です。
	議 長	■さんが個人で作られていましたが、奥さんがたおれられたので法人のほうへ任せられたのでしょうか。
	■番	1筆107kgとあるがどういことでしょうか?
	議 長	1787㎡に対して107kgということですか。
	■	もともと1筆何kgという計画が出ていたんですけど、それを10a当た

		りの計算をしますとそういうふうになってしまったということになります。
	議長	他にありませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農用地利用集積計画（第80号）について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議長	続きまして報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」の報告をお願いします。
		（事務局報告）
	議長	報告でございますので意見は求めません。本日ご提案します議案については終了しました。
		午後1時57分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和5年7月28日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>